

補助金調書

補助金名	地域振興補助金			担当課 (連絡先)	次項からの 分野別補助金調書に記載
交付先	<input type="checkbox"/> 団体	区レベルの 地域活動推進協議会等		区分	その他の補助金
交付先決定方法	<input type="checkbox"/> 公募 <input type="checkbox"/> 非公募	(公募の場合) 公募時期	次項からの分野別補助金調書に記載		
(公募の場合) 応募要件	次項からの分野別補助金調書に記載				
補助開始年度	昭和47	年度	経過年数	42	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	区レベルにおいて地域活動を行っている団体に交付される補助金であり、交通安全、スポーツ、男女共同参画、地域活性化の4分野において事業補助を行う。 複数分野にわたる補助金であるため、詳細は次項からの分野別補助金調書に記載。				
交付対象経費及び 補助金の算定方法 等	<input type="checkbox"/> その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 補助金により補助対象経費や補助金額の算定方法が異なる。 詳細は次項からの分野別補助金調書に記載。			
交付状況等 【上段: 交付件数】 【下段: 決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	24(2) 件	23 件	23 件	
	10,936 千円	4,884(7,793) 千円	14,674 千円		14,936 千円
前年度補助事業 の主な実施概要	区レベルにおいて地域活動を行っている団体に交付される補助金であり、交通安全、スポーツ、男女共同参画、地域活性化の4分野において事業補助を行った。				
補助金交付 による効果	区レベルでの地域活動への支援を行うことにより、地域コミュニティの活性化に寄与している。				

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。

補助金調書

補助金名	地域振興補助金			担当課 (連絡先)	市民局生活安全部生活安全課 (TEL 711-4054)(内1772)	
交付先	<input type="checkbox"/> 団体	区レベルの地域活動推進協議会等		区分	その他の補助金	
交付先決定方法	<input type="checkbox"/> 非公募	(公募の場合) 公募時期				
(公募の場合) 応募要件						
補助開始年度	昭和47	年度	経過年数	42	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	福岡市の交通安全思想の普及・啓発及び交通安全教育の充実強化等を図り、交通事故のない快適で安全なまちづくりを推進するもの。					
交付対象経費及び 補助金の算定方法 等	<input type="checkbox"/> その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 補助対象経費:四季の交通安全運動時の啓発物購入費等 算定方法:事業を実施し、目的を達成していくために必要な額				
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度		
	件	7 件	7 件	7 件		
	4,238 千円	(4,236) 千円	4,200 千円	4,127 千円		
前年度補助事業 の主な実施概要	○四季の交通安全運動の実施 ○交通安全教室, 街頭キャンペーンなどの実施					
補助金交付 による効果	交通事故の発生件数が, 年々減少傾向にある。					

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。

補助金調書

補助金名	地域振興補助金			担当課 (連絡先)	市民局スポーツ推進部スポーツ振興課 (TEL711-4099)					
交付先	団体	区体育振興会 地域スポーツ活動を行う団体			区分	その他の補助金				
交付先決定方法	非公募	(公募の場合) 公募時期								
(公募の場合) 応募要件										
補助開始年度	S48	年度	経過年数	41	年度					
補助金の目的 及び 補助対象事業	地域におけるスポーツ・レクリエーションの推進を図ることを目的として、区体育振興会または地域スポーツ活動団体が主催・共催する事業。									
交付対象経費及び 補助金の算定方法 等	その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 ・補助対象事業の実施に要する経費。ただし、人件費、活動内容自体の委託費、食糧費(事業実施のため必要最小限の昼食代、弁当代、茶菓代、懇談費等は可)、その他区長が不相当と認めるものを除く。 ・補助金額は予算の範囲内								
交付状況等 【上段: 交付件数】 【下段: 決算】 (※1)	当該年度		前年度		前々年度		前々々年度			
	件		12 件		8 件		8 件			
3,378 千円		3,284(448) 千円		4,858 千円		5,117 千円				
前年度補助事業 の主な実施概要	区レベルの各種スポーツ大会、研修会等を実施。									
補助金交付 による効果	区レベルの各種大会等を開催することによって、地域のスポーツレクリエーション活動の振興及び地域コミュニティの活性化に寄与している。									

※1: 金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。

補助金調書

補助金名	地域振興補助金(区男女共同参画推進事業補助金)		担当課 (連絡先)	市民局男女共同参画部男女共同参画課 (TEL 711-4107)	
交付先	団体	区男女共同参画協議会		区分	その他の補助金
交付先決定方法	非公募	(公募の場合) 公募時期			
(公募の場合) 応募要件					
補助開始年度	平成17	年度	経過年数	9	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	各区における男女共同参画の推進を目的として、区を単位に実施する事業				
交付対象経費及び 補助金の算定方法 等	その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 ・補助対象事業の実施に要する経費。ただし人件費、活動内容自体の委託費、食糧費(事業実施のため必要最小限の昼食代、弁当代、茶菓代、懇談費等は可)、その他区長が不相当と認めるものを除く。 ・補助金額は予算の範囲内。			
交付状況等 【上段: 交付件数】 【下段: 決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	(2) 件	5 件	5 件	
	720 千円	(1,709) 千円	3,581 千円	3,552 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	○広報・啓発・・・区レベルのイベント開催時に啓発物を配布、広報紙作成 ○研修・・・委員研修、ブロック別研修、区全体の住民を対象とした研修等 ○その他・・・定例会等による意見交換、日本女性会議への派遣、30周年記念事業等				
補助金交付 による効果	区レベルで活動することにより、校区単位ではできない規模の事業が実施できるほか、事業の企画・運営に携わることで地域のリーダーを育成する場にもなっている。また、定期的集まることで、校区間の情報交換の場にもなっている。 ただし、校区ごとの活動に重点を置くため、協議会から連絡会への移行を進めており、連絡会に移行した区については補助金の交付対象外となっている。【平成25年度補助金交付予定 1件】				

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。

補助金調書

補助金名	(仮称)東区いきいきまちづくり提案事業補助金			担当課 (連絡先)	東区区政推進部企画振興課 (TEL 092-645-1014)	
交付先	■ 団体	区レベルの地域活動推進協議会等		区分	その他の補助金	
交付先決定方法	■ 公募	(公募の場合) 公募時期			4月	
(公募の場合) 応募要件	<p>地域の課題解決や活性化等に向け、自ら発意・企画し、自主的にまちづくり活動を行う団体であって、次の各号のいずれにも該当するものであること。</p> <p>(1) 構成員が5名以上の団体であること。</p> <p>(2) 営利活動を目的としない団体であること。(ただし、民間企業が社会貢献活動として応募する場合は除く。)</p> <p>(3) 宗教・政治活動を目的としない団体であること。</p> <p>(4) 自治協議会(「自治協議会に関する要綱」第4条により登録された自治協議会をいう。)でないこと。</p> <p>(5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は代表者若しくは役員が暴力団員である団体又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体でないこと。</p> <p>(6) 当事業において、明朗な会計、経理を実施、報告できる団体であること。</p> <p>(7) 当事業において、提案内容・活動内容等の公表に異議がない団体であること。</p>					
補助開始年度	平成25	年度	経過年数	1	年度	
補助金の目的及び補助対象事業	<p>【補助金の目的】 市民自らが創意と工夫をもって、地域課題の解決や魅力づくり等に取り組む草の根的事業を支援することにより、市民一人ひとりが生きがいを持ってまちづくりに取り組む「市民主体の活力あふれるまちづくり」を促進することを目的として交付する。</p> <p>【補助対象事業】 地域の課題解決や活性化等のため、自ら発意・企画し、自主的に取り組むまちづくり事業。</p>					
交付対象経費及び補助金の算定方法等	■ その他	<p>【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】</p> <p>○補助対象経費 (1)報償費 (2)旅費 (3)需用費 (4)役務費 (5)借損料及び使用料 (6)その他</p>				
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度		
	件	件	件	件		
	1000 千円	千円	千円	千円		
前年度補助事業の主な実施概要						
補助金交付による効果						

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。

補助金調書

補助金名	地域振興補助金(東区まちづくり活性化事業補助金)		担当課 (連絡先)	東区区政推進部企画振興課 (TEL 645-1014)	
交付先	■ 団体	区レベルの地域活動推進協議会等	区分	その他の補助金	
交付先決定方法	■ 非公募	(公募の場合) 公募時期			
(公募の場合) 応募要件					
補助開始年度	平成19	年度	経過年数	7	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	<p>【目的】地域コミュニティ活性化と住民主体の地域づくりの推進</p> <p>【補助対象事業】福岡市東区において、多数の東区住民及び東区自治組織等連絡協議会等各種地域活動団体が参画し連携・共働して取り組む、より良いまちづくりや地域の活性化の実現を図り、東区の魅力を内外に発信する事業で以下の条件を満たすもの。</p> <p>(1)東区を代表する住民参加型事業として、東区内外に認知度が高い事業</p> <p>(2)東区内で継続して開催され、10万人程度以上の参加客が見込まれる事業</p> <p>(3)当該事業者が市民税課税対象法人等である場合、市民税に滞納がないこと</p>				
交付対象経費及び 補助金の算定方法 等	□ その他	<p>【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】</p> <p>○補助対象経費</p> <p>(1)事業に係る設備経費(会場設営・装飾・音響・照明・設備費、衣装制作費等)</p> <p>(2)事業開催に係る運営経費(開催に要する事業運営費等)</p> <p>(3)事業に係る広報宣伝経費(ポスター・パンフ制作費、広報宣伝費に要する事業費等)</p> <p>(4)事業開催に伴う警備経費(警備費、交通規制に要する経費、安全対策に要する経費、保険等)</p> <p>(5)その他市長が事業開催に必要と認める経費</p> <p>○補助対象外経費</p> <p>(1)人件費(団体内部の賃金、イベントでの動員謝礼金等。)</p> <p>ただし、高度な専門性を必要とし、外部講師等を依頼する際の報償費(報償費の額は福岡市職員研修センター謝礼基準を目安とする。)は除く。</p> <p>(2)団体の経常的な運営費(事務室の賃借料、コピー機のリース料、電話加入権等)</p> <p>(3)活動内容自体の委託(事業の事務、企画、運営、調査などの活動の中心となる部分の委託)</p> <p>(4)食糧費(打ち上げ、懇親会等)</p> <p>ただし、事業実施のために必要な昼食代、弁当代、茶菓代は対象とし、限度額を設定する。</p> <p>・昼食・弁当代 1人500円以内</p> <p>・茶菓代 1人200円以内</p> <p>○上限額</p> <p>50万円(交付対象経費の範囲内)</p>			
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	1 件	1 件	1 件	
	500 千円	500 千円	500 千円	500 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	<p>第22回Fukuoka東区花火大会の実施</p> <p>○日時 平成24年9月1日(土)20時～21時</p> <p>○場所 福岡市東区香椎浜海岸及び海上</p> <p>○その他 花火約7,700発</p> <p>○主催者 Fukuoka東区花火大会実行委員会</p>				
補助金交付 による効果	<p>①花火大会の運営は、多くの地域のボランティアが係っており、補助金の交付は、事業主催者及び関係者のモチベーションの向上に大きく寄与している。また、大会翌日の一般ボランティアによる清掃の実施など、地域への愛着や奉仕精神の醸成並びに東区地域住民や地域団体などのコミュニティの活性化、連携強化に大きく役立っている。</p> <p>②花火大会の実施による香椎駅周辺地域の活性化や夏の風物詩として東区の魅力アップ、アイランドシティから御島周辺海域の親水空間のPRに貢献している。</p>				

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。

補助金調書

補助金名	板屋地区活性化事業補助金			担当課 (連絡先)	早良区市民部入部出張所 (TEL092-804-2011)
交付先	<input type="checkbox"/> 団体	せふりの杜木の葉祭実行委員会		区分	その他の補助金
交付先決定方法	<input type="checkbox"/> 非公募	(公募の場合) 公募時期			
(公募の場合) 応募要件					
補助開始年度	平成 18	年度	経過年数	8	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	板屋町内会を初め自治協議会等の自治組織、商工会、その他各種団体が参加・協力して企画・運営している板屋地区活性化事業(せふりの杜木の葉祭)に支援を行うことにより、この事業を通じて板屋地区と市民との交歓・交流を深めるとともに、自然豊かな地域の魅力を発信し、板屋地区の活性化を図るもの。				
交付対象経費及び 補助金の算定方法 等	<input type="checkbox"/> 定率 【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 総事業費の3分の1以内(50万円を限度) (※板屋地区活性化事業補助金交付要綱第4条)				
交付状況等 【上段: 交付件数】 【下段: 決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	1 件	1 件	1 件	
	500 千円	500 千円	500 千円	500 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	<ul style="list-style-type: none"> ○対象 全市民 ○時期 9月下旬 ○内容 <ul style="list-style-type: none"> ・開会式典 ・自治協議会、早良中学校、板屋学園、オイスカ、商工会等による演奏や歌、踊りのイベントステージ ・参加者による山歩きと樹木調査を行う事業や木笛や椅子づくりなどのクラフト教室、丸太早切り大会等のイベント ・板屋地区などで生産された農産物等の物産販売 ・板屋の魅力や背振少年自然の家・福岡市水道局等の事業内容をパネル・ビデオ・チラシ等で紹介 ○企画運営 <ul style="list-style-type: none"> 板屋町内会、脇山校区自治協議会、板屋学園、背振少年自然の家、早良商工会、脇山公民館、オイスカ西日本研修センター、水道局、早良区役所等で組織する実行委員会において企画運営する。 				
補助金交付 による効果	板屋地区は、市内でも極端に高齢化が進み、地域コミュニティの維持・活性化が課題となっているが、板屋町内会を初め自治協議会等の自治組織、商工会、その他各種団体が参加・協力して企画・運営している板屋地区活性化事業(せふりの杜木の葉祭)へ支援を行うことにより、自然豊かな地域の魅力を情報発信することで板屋地区に多くの市民が集い、交流の輪が広がり、様々な支援に繋がっている。 また、板屋地区には航空自衛隊背振山分屯基地や板屋学園があり、事業を契機として両者と板屋地区を初め自治組織との交流が深まり、更に毎年事業を継続することによってネットワークが広がり、人の交流も続いている。これらのことが、災害発生時の緊急時における支援・救助活動への協力、地区で開催される他のイベントへの参加、板屋町内の空家を利用した特産品の製造・販売など、板屋地区を孤立させないための積極的な支援に発展しており、地区住民の安全・安心にも寄与している。				

※1: 金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。また、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。

補助金調書

補助金名	地域振興補助金 (今津大原海岸松原再生支援事業補助金)			担当課 (連絡先)	西区区政推進部地域支援課 (TEL 895-7036)	
交付先	団体	今津松原を守る会		区分	その他の補助金	
交付先決定方法	非公募	(公募の場合) 公募時期				
(公募の場合) 応募要件						
補助開始年度	平成24	年度	経過年数	2	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	補助金の目的) 地域住民団体の活動を支援することにより、海岸一帯の美観の形成及び維持、防風林としての機能保持等並びに活動を通じた地域コミュニティの良好な関係構築に寄与すること。 補助対象事業) 除草、松枯れ等の除伐、松の補植・施肥などの作業、関連する学習会の開催等					
交付対象経費及び 補助金の算定方法 等	<input checked="" type="checkbox"/> 定額 <input type="checkbox"/> 定率 <input type="checkbox"/> その他 【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 交付申請を受けた内容について、予算額を上限として補助対象経費と認めた額					
交付状況等 【上段: 交付件数】 【下段: 決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度		
	件	1 件	件	件		
	200 千円	200 千円	千円	千円		
前年度補助事業 の主な実施概要	・除草、松枯れ等の除伐、松の補植・施肥などの作業					
補助金交付 による効果	・海岸一帯の美観の形成及び維持 ・防風林としての機能保持 ・活動を通じた地域コミュニティの良好な関係構築					

※1: 金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。

補助金調書

補助金名	地域振興補助金 (人形芝居による地域活動参加啓発事業補助金)			担当課 (連絡先)	西区区政推進部地域支援課 (TEL 895-7036)		
交付先	団体	今津人形芝居実行委員会		区分	その他の補助金		
交付先決定方法	非公募	(公募の場合) 公募時期					
(公募の場合) 応募要件							
補助開始年度	平成24	年度	経過年数	2	年度		
補助金の目的 及び 補助対象事業	補助金の目的)地域の伝統芸能を活用し、市民が人権尊重や男女共同参画を推進する地域コミュニティ活動へ参加する意識を醸成する 補助対象事業)今津人形芝居の振興・情報の発信、後継者育成、公演活動など						
交付対象経費及び 補助金の算定方法 等	<input checked="" type="checkbox"/> 定額 <input type="checkbox"/> 定率 <input type="checkbox"/> その他 【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 交付申請を受けた内容について、予算額を上限として補助対象経費と認めた額						
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度			
	件	1 件	件	件			
	400 千円	400 千円	千円	千円			
前年度補助事業 の主な実施概要	<ul style="list-style-type: none"> ・人形芝居の指導・育成 ・人形芝居定期公演の実施 						
補助金交付 による効果	<ul style="list-style-type: none"> ・人形芝居鑑賞という誰もが気軽に参加できる活動を通じてコミュニティ活動参加や人権尊重啓発の機運の醸成 ・地域の伝統芸能の保全・育成 						

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。